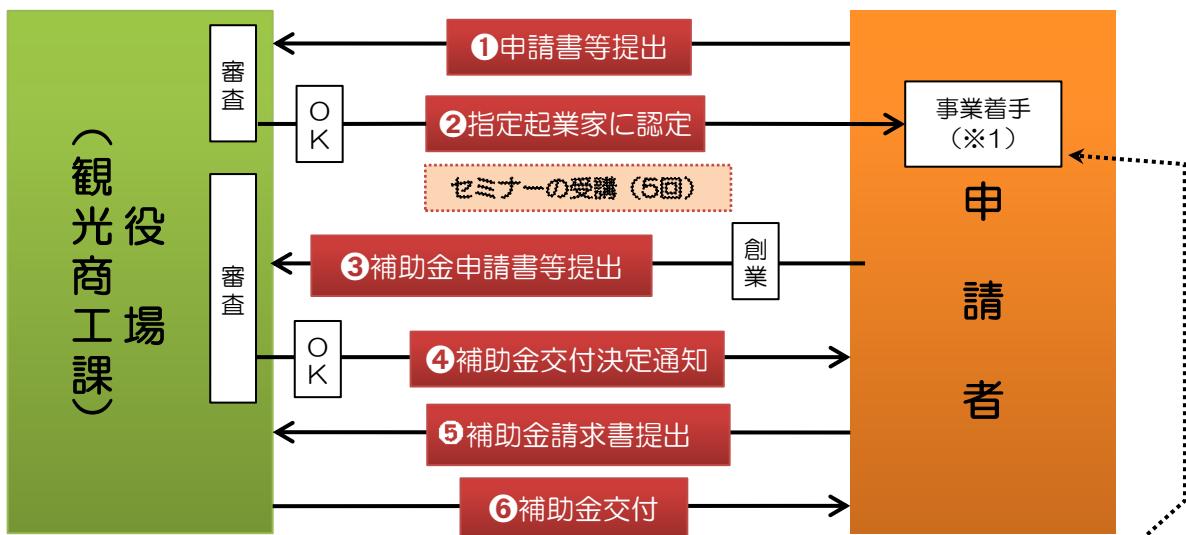


起業・創業支援事業フローチャート（補助金交付までの流れ）

申請要件チェック

- ①香美町内に住所があり、申請日において1年以内に創業を行う。
- ②香美町の徴収金に滞納がない。
- ③申請する事業は、香美町内で営むものである。
- ④申請するにあたり、商工会開催セミナー（全5回）を受講する。
- ⑤申請する事業は、風営法の規定に該当する事業、フランチャイズ等の事業ではない。
- ⑥申請する事業について、町から他の補助金を受けていない、又は受けようとしている。



- ① 以下の書類を、役場観光商工課に提出してください。
- 指定起業家指定申請書（様式第1号）
 - 起業・創業計画書（様式第2号）
 - 申請者本人の住民票の写し
 - 町税の納税証明書

(※1)
指定起業家に認定される前に着手（対象経費の支払い等）された場合は、補助金交付の対象となりませんので、ご注意ください。

- ② 指定起業家として認定された場合は、申請者へ指定起業家指定通知書が送付されます。
(認定されなかった場合は、提出書類はすべて申請者にお返しします。)
※ 指定起業家指定通知書が送付された後に、提出した書類に記載している事項に変更が生じた場合は、起業・創業変更届出書（様式第4号）を必ず提出してください。

- ③ 指定起業家として認定後1年内に補助対象要件を満たし創業した場合、以下の書類を、役場観光商工課に提出してください。

- 起業・創業支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
- 起業・創業に係る経費の領収書の写し
- 個人事業の開廃業等届出書の控え
- 起業・創業に係る完成写真
- 起業・創業に関して、許可・認可・登録・届出が必要な業種については、それを証明できる書類の写し

○商工会開催のセミナーをすべて受講したことを証明する書類の写し

※ 法人として事業を開始する場合は、上記の書類に加えて、以下の書類も添付してください。

- 法人の登記事項証明書
- 定款又は規約

- ④ 審査のうえ申請書類に不備等がなければ、申請者へ起業・創業支援事業補助金交付決定通知書が送付されます。

※ 審査上、必要に応じて、現状の聞き取りや実地調査にご協力いただくことがあります。

- ⑤ 決定通知を受けたら、起業・創業支援事業補助金請求書（様式第7号）を役場観光商工課に提出してください。

- ⑥ 役場から補助金が交付されます。